

人権と民主主義・教育と自治を守る高知県共闘会議の「人権に関する県民意識調査」
についての話し合いの申入れ（2011年10月11日付け）に対する回答

問1

意識調査の前提には、「教育・啓発で県民の人権意識は向上する」という考え方が
あると思うが、教育・啓発で人権意識を変えることはないと証明されている。
もし、何らかの変化があっても、それを教育・啓発によるものとは断定できない。

(回答)

国（法務省）の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、人権教育・啓発の
手法について、「様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と
手法への評価を踏まえる必要がある。」と述べられています。

また、「高知県人権施策基本方針」においても、「県民の人権意識を把握し、こ
れまでの人権教育・啓発活動の実施状況や効果等について点検を行う。」と規定し
ていますので、教育・啓発に関する効果の検証は必要であると考えていますし、
その手段として意識調査は有効な手段であると考えています。

問2

人権に関する設問への回答を、積極的であるとか、消極的、否定的であるとか判
断する根拠がどこにあるのか。

(回答)

平成14年に実施した意識調査の報告書では、それぞれの設問における回答の割
合のみを記述しており、積極的や消極的、否定的といった記述はしていません。

今年度実施する意識調査の報告書においても、積極的などといった表現は使用
せず、回答割合の大小などの事実のみを記述することとしています。

問3

仮の話に答えたものを、どうして事実として扱うことができるのか。

(回答)

仮定の設問はできるだけ控えるようにし、今回の調査では同和問題における結
婚に関する設問1問のみにしています。

この設問については、国の平成24年版人権教育・啓発白書において、「同和問
題では結婚における差別事案は依然として存在している。」とされていますし、国
の世論調査結果でも「同和問題に関しどのような問題が起きているか」の問いで
は「結婚問題で周囲が反対すること」が一番多い回答となっています。

また、本県と同様の設問を他県の意識調査でも多く取り上げられていることか
ら、本県でも実施することとしました。

問 4

行政が県民の意識を調査し、分析・論評することは、憲法が保障する思想信条の自由、内心の自由を侵害するものと言わざるを得ない。

(回答)

県では、県政に対しての関心やご意見などを把握し、その結果を県政運営の基礎資料とするために、毎年実施している県民世論調査で県民の皆様のお考えをお聞きしています。

また、国においても同様の趣旨で様々な分野の世論調査を実施する中で、人権擁護に関して国民の意見を調査しているものと理解しています。

県が実施する人権に関する県民意識調査は、人権施策を推進していくうえでの基礎資料とするために必要な調査だと考えていますし、無記名で回答をお願いしていますので、回答者を特定することはできません。

また、回答するか否かの判断は個人の自由となっています。

問 5

前回調査結果で同和問題以外の課題について、施策にどのように生かされたか疑問がある。

(回答)

平成 14 年度に前回調査を行ったあと、翌 15 年度には意識調査の結果を受けまして、各人権分野における人権侵害の事例や人権尊重への取り組みの事例をまとめた「高知県の人権について（人権の実態）」を公表しました。

取りまとめに当たりましては、外部の有識者等で組織した「人権尊重の社会づくり協議会」でご議論をいただき、その内容を踏まえた施策の取り組みにつなげております。

この公表資料は、人権意識高揚のための啓発資料として県民の皆さまにご利用いただいています。

なお、今年度の調査結果を基に、人権の実態の公表を予定しており、更には、平成 12 年に策定した人権施策基本方針の見直しにつなげていくこととしております。

問 6

行政上存在しない同和地区、同和関係者をどうして過去と比較できるのか。
比較を理由に設問に利用することは、行政が県民に誤解と偏見をあたえるものだ。

(回答)

今回の調査は、平成 14 年度に行った前回調査と同様の設問を行うことで、その結果を比較分析することによって、県民の意識の変化を把握し、今後の人権施策を推進していくうえでの基礎資料とすることから、前回調査と同様に同和地区やその出身者という言葉を使う必要があります。

この際、正確な情報を提供しておく必要があると考え、県民に誤解を与える恐れがあるものや分かりにくい用語については、調査票に解説を入れることにしました。